

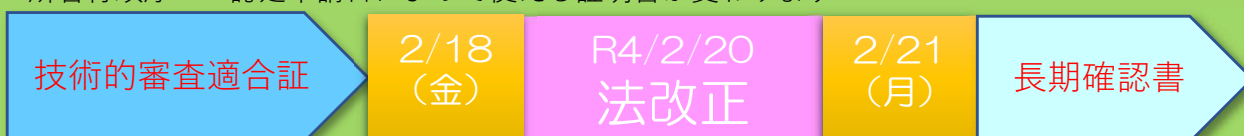
R4/2/20の法改正^{*1}により 長期優良住宅技術的審査が廃止され 長期確認申請^{*2}がスタートします。

※1：長期確認申請以外の改正内容（自然災害配慮基準など）もありますので、行政庁のホームページでご確認ください。

※2 長期使用構造等の審査のみとなります。面積基準や居住環境等への配慮、災害配慮基準などへの適合は行政庁での審査となります。事前にご確認のうえ、長期確認申請をご利用ください。

R4/2/18(金)までに所管行政庁へ認定申請される場合は、技術的審査適合証が活用できますが、R4/2/21(月)以降認定申請される場合は、技術的審査適合証は使えません。

所管行政庁への認定申請日によって使える証明書が変わります



R4/2/21以降の認定申請予定の物件については、新しい長期確認申請をご利用ください。（新しい申請書等の様式については、2/1に各種様式に公開予定です）

その他、法改正については、国土交通省のホームページも参照ください。

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk4_000006.html